

千曲市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

千曲市学校給食センター管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

令和5年8月23日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	千曲市学校給食センター管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第15号）
制 定 区 分 （該当字句を ○で囲む）	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 （法令、準則等 の名称）	・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項 ・ 審議会等の設置及び運営に関する基本方針 ・ 千曲市附属機関設置条例（新規） ・ 千曲市学校給食センター運営委員会規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第8号）
<u>提案理由</u> 審議会等の見直し作業によって新たに附属機関に該当することになった千曲市学校給食センター運営委員会について、新規制定する千曲市附属機関設置条例に設置根拠を規定することから、本規則の設置根拠規定等について所要の改正を行うもの。	

千曲市学校給食センター管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（運営委員会）</u> <u>第6条 給食センターの運営に関し必要な事項を審議するため、千曲市学校給食センター運営委員会（次項において「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>（その他）</u> <u>第7条 （略）</u>	<u>（補則）</u> <u>第6条 （略）</u>